

最高裁判一第001833号

(検・統い)

平成20年12月26日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 小川正持

検察審査会関係の統計報告について(通達)

標記の統計報告について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 統計報告書の種類、様式等

統計報告書の種類、様式等は、次の表のとおりとする。

種類	表番号	名称	様式	
統計表	月報	第1表	審査・建議勧告事件月報	別紙様式第1
		第2表	受理・既済事件内容別年報	別紙様式第2
	年報	第3表	起訴相当事件等事後措置年報	別紙様式第3
		第4表	審査事件罪名別新受・既済年報	別紙様式第4
審査事件票		審査事件票	別紙様式第5	

第2 統計報告書の作成等

1 統計表について

(1) 統計表の作成基準日等は、次のとおりとする。

ア 月報は、各月の末日を基準とし、各月ごとに作成する。

イ 年報は、12月31日を基準とし、各司法年度ごとに作成する。

(2) 統計表の作成要領は、別紙の1から4までのとおりとする。

なお、計上すべき事項がない場合にも、当該統計表の様式を用いてその旨

報告する。

(3) 報告の方法は、次のとおりとする。

ア 地裁支部所在地検審

地方裁判所支部の所在地にある検察審査会並びに東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡の地方裁判所の所在地にある検察審査会(第一検察審査会を除く。)(以下「地裁支部所在地検審」という。)は、次の方法により報告する。

(ア) (1)及び(2)の定めにより統計表を作成する。

(イ) (ア)の統計表を地方裁判所の所在地にある検察審査会(東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあつては、第一検察審査会。以下「地裁所在地検審」という。)あてに送付する。

イ 地裁所在地検審

地裁所在地検審は、次の方法により報告する。

(ア) 自庁について、(1)及び(2)の定めにより統計表を作成する。

(イ) 表番号ごとに自庁及び当該地方裁判所管内にある地裁支部所在地検審が作成した統計表に基づき、別紙様式第1から別紙様式第4までの様式を用いて管内集計表を作成する。

(ウ) (イ)の管内集計表及び統計表を刑事局あてに送付する(送付書不要)。

なお、当該地裁所在地検審の所在地にある地方裁判所には、同様の方法で別途写しを送付する。

(4) 統計表の送付期日は、次の表のとおりとする。

表番号	区分	地裁支部所在地検審	地裁所在地検審
		地裁所在地検審への送付期日	刑事局への送付期日
第1表		翌月10日	翌月15日
第2表		翌年1月10日	翌年1月15日
第3表		同上	同上

第4表	同上	同上
-----	----	----

2 審査事件票について

- (1) 審査事件票は、既済の都度作成する。
- (2) 検察審査会事務局長は、毎月1日から末日までに終局した事件の審査事件票を取りまとめ、年度別の追番号（各検察審査会ごとの審査事件票の年間通し番号をいう。）を付する。
- (3) 審査事件票の作成要領は、別紙の5のとおりとする。
- (4) 報告の方法は、次のとおりとする。

ア 地裁支部所在地検審

地裁支部所在地検審は、次の方法により報告する。

- (ア) 審査事件票を2部作成する。
 - (イ) (ア)の審査事件票のうち1部を地裁所在地検審あてに送付し、1部を自庁において保管する。

イ 地裁所在地検審

地裁所在地検審は、次の方法により報告する。

- (ア) 自庁について、審査事件票を2部作成し、1部を自庁において保管する。
- (イ) 自庁及び当該地方裁判所管内にある地裁支部所在地検審が作成した審査事件票を取りまとめて、刑事局あてに送付する。

- (5) 審査事件票の送付期日及び送付部数は、次の表のとおりとする。

種類	区分	地裁支部所在地検審		地裁所在地検審	
		地裁所在地 検審への送 付期日	送付部数	刑事局への 送付期日	送付部数
審査事件票		翌月10日	1人(1件) 1部	翌月15日	1人(1件) 1部

第3 統計上の計算方法

1 審査事件

被疑者の数により計上する。ただし、同一の被疑者に対して、時期を異にして、複数の申立て又は複数の職権審査開始の議決若しくは複数の検察審査会法（昭和23年法律第147号）第41条の2の規定による審査開始がされた場合は、その数に応ずる人員数があるものとして計上する。

2 建議勸告事件

建議及び勸告の議決の数により計上する。

付 記

- 1 この通達は、平成21年1月1日から実施する。
- 2 平成6年11月17日付け最高裁判第一第312号刑事局長通達「検察審査会関係統計報告書の様式等について」は、平成20年12月31日限り、廃止する。
- 3 平成20年12月分及び同年分の報告については、なお従前の例による。

(別紙)

統計表及び審査事件票作成要領

1 第1表について

(1) 審査事件（検察審査会法（以下「法」という。）第41条の2の規定による審査を開始した事件を含む。）及び建議勸告事件について、毎月末日現在におけるその月分の受理状況、既済状況等を記載する。

(2) 「受理人員」の「旧受」欄には、前月分の「未済人員」欄の数を記入する。

(3) 「既済人員」

ア 事件の全部が終局し、最後の議決（法第41条の2の規定による審査を開始した事件の議決を除く。）をした場合には、その終局的議決の趣旨の別に従って記入する。同一被疑者の異なった二つ以上の被疑事実が1人（1件）として審査の対象となっている場合において、二つ以上の終局的議決があったときは、最後の議決をしたときをもって終局とし、1人として計上する。

イ アの場合において、二つ以上の議決がその趣旨を異にするときは、議決の先後にかかわらず、常に上位の欄に記入する。例えば、起訴相当の議決とその他の趣旨の議決とがある場合には、「起訴相当」欄に記入する。

ウ 被疑者複数（数件）の事件が一つの議決で終局した場合には、当該議決欄に被疑者の数を記入する。例えば、被疑者2人（2件）の事件が一つの起訴相当の議決をもって終局した場合には、「起訴相当」欄に2人として記入する。

なお、被疑者ごとに議決の趣旨が異なる場合には、各議決欄に、その対象となった被疑者の数を記入する。

(4) 「第2段階の審査」

ア 「審査開始」

法第41条の2の規定による審査を開始した場合には、その人員を記入する。

イ 「起訴議決」及び「起訴議決に至らず」

(ア) 法第41条の6第1項及び第3項の議決がされた場合には、その人員を記入する。

(イ) (ア)の場合において、「起訴議決」とともに「起訴議決に至らず」の議決がされた場合には、「起訴議決」欄に記入する。

(ウ) 被疑者複数（数件）の事件が一つの議決で終局した場合には、当該議決欄に被疑者の数を記入する。例えば、被疑者2人（2件）の事件について一つの起訴議決がされた場合には、「起訴議決」欄に2人として記入する。

なお、被疑者ごとに議決の趣旨が異なる場合には、各議決欄に、その対象となった被疑者の数を記入する。

ウ 「その他」

「起訴議決」又は「起訴議決に至らず」以外の議決がされた場合には、その人員を記入する。

エ 「審査中」

法第41条の2の規定による審査を開始した事件が係属中である場合には、その人員を記入する。

(5) 「建議勸告件数」

建議及び勸告の議決の数を記入する。

2 第2表について

(1) 審査事件（法第41条の2の規定による審査を開始した事件を除く。）について、当該年度における受理、既済及び未済の事件の内容等を記載する。

(2) 「受理人員」

ア 「旧受」欄には、前年度分の「未済人員」の「合計」欄の数を記入する。

イ 「新受」の「申立て」の「資格」の各欄には、法第2条第2項に掲げる者の区分に従って記入する。「申立権なき者」とは法第30条の規定に該当しない審査申立人をいう。

ウ 「新受」の「職権」の「端緒」の各欄には、職権審査を開始した端緒を記入する。被疑者1人（1件）の事件について、二つ以上の端緒がある場合には、常に上位の欄に記入する。

エ 「総計」欄には、「旧受」欄及び「新受」の「合計」欄の数の合計を記入する。

(3) 「既済人員」

計上及び記入の方法等は、1の(3)の例による。

(4) 「未済人員」

「審査期間」が「1年を超えるもの」については、「備考」欄に原因の区分に従って、審査期間及びその人員を記入する。

なお、1月に満たない日数は、1月として計算する。

3 第3表について

(1) 起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、当該年度に検察庁が執った事後措置及び公訴提起がされた事件（指定弁護士により公訴提起がされた事件を含む。）の第一審裁判所における裁判の結果等を原不起訴処分の理由別に記載する。

(2) 「検察庁」の「受理人員」

ア 「旧受」欄には、前年度分の「未済人員」欄の数を記入する。

イ 「新受」欄には、検事正に起訴相当又は不起訴不当の議決書謄本を送付した人員を記入する。

(3) 「検察庁」の「処理人員」

ア 「公訴提起」欄には、起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、検察官が公訴提起をした人員（指定弁護士が公訴提起をした人員を除く。）を記入する。例えば、同一被疑者に対する二つの起訴相当事件が併合され、一つの公訴提起がされたときは、2人として記入する。逆に、同一被疑者に対する一つの起訴相当事件が分離され、二つ以上の公訴提起がされたときは、

1人として記入する。

イ 「不起訴維持」の各欄には、起訴相当又は不起訴不当の議決があった事件について、検察官が不起訴処分を維持した人員をその理由別に記入する。

ウ 同一被疑者に対する一つの起訴相当事件について、二つ以上の異なる処分がされた場合には、そのうち重い一つの処分に従って1人と記入する。例えば、一つの起訴相当事件につき、検察官が公訴提起及び不起訴維持の処分をした場合には、公訴提起1人として記入する。また、二つ以上の不起訴維持の処分をした場合には、不起訴維持1人とし、この場合において、不起訴維持の理由がそれぞれ異なるときは、常に上位の欄に記入する。例えば、不起訴維持の理由として「起訴猶予」と「嫌疑なし」とがある場合には、「起訴猶予」欄に記入する。

エ 「不起訴維持」の「その他」欄に記入した場合には、不起訴維持の理由を「備考」欄に具体的に記入する。

(4) 「起訴議決」

法第41条の6第1項の議決がされた場合には、その人員を記入する。

(5) 「裁判」

ア 起訴相当又は不起訴不当の議決後に公訴提起がされた事件（指定弁護士により公訴提起がされた事件を含む。）について、第一審裁判所の裁判の結果を記入する。

イ 「有罪人員」

(ア) 有罪が言い渡された場合（執行猶予の言渡しがあった場合を含む。）に記入する。

(イ) 検察審査会では1件（1人）として取り扱われた被疑事件について、一つの判決で二つ以上の刑が言い渡された場合には、重い刑に従って記入し、同一の刑が言い渡された場合には、そのいずれか一つに従って記入する。主文に二つ以上の罰金がある場合には、各罰金を合算することなく、その

うち最多額のものにより、金額が同じ場合には、そのいずれか一つに従って記入する。また、有罪と無罪等（免訴及び公訴棄却等有罪以外の終局裁判のすべてを含む。）が言い渡された場合には、有罪の刑に従って記入する。検察審査会では数件（数人）として取り扱われた被疑事件について、一つの判決で二つ以上の有罪又は有罪と無罪が言い渡された場合には、計上（立件）した人員ごとに記入する。

（ウ） 「自由刑」の「3年以上」欄又は「罰金」の「50万円を超えるもの」欄に記入した場合には、具体的な刑期又は罰金額を「備考」欄に記入する。

（エ） 執行猶予の言渡しがあった場合には、有罪人員の該当欄に、その人員を括弧書きで記入する。

（オ） 「無罪等」欄には、無罪のほか、免訴、公訴棄却等有罪以外の終局裁判があった場合にその人員を記入する。有罪及び無罪以外の終局裁判があった場合には、その内容を「備考」欄に記入する。

（カ） 「同一被告人に対する事件の併合」欄には、検察審査会では数人（数件）として取り扱われた同一被告人に対する事件を裁判所が併合審理した結果一つの裁判で処理した場合には、その延べ人員を知るため、その差を記入する。例えば、検察審査会で起訴相当の議決がされた同一被疑者に対する3人（3件）の審査事件が裁判所において併合審理され一つの有罪判決の言渡しがあつた場合には、「有罪人員」欄には1人と記入し、「同一被告人に対する事件の併合」欄には2人と記入する。

4 第4表について

(1) 審査事件について、当該年度における新受及び既済の事件の罪名等を記載する。

(2) 被疑者1人（1件）について、二つ以上の罪名がある場合には、最も重い法定刑の罪名に従って記入し、さらに、法定刑が同一の場合には、最も上位の欄にある一つの罪名に従って記入する。

(3) 未遂罪又は教唆犯若しくは従犯は、それぞれ既遂罪又は正犯の罪名による。

(4) 罪名は、新受及び既済とも審査申立書の罪名（職権審査の場合には、不起訴裁定書の罪名）に従って記入する。検察審査会の認定した罪名がこれと異なる場合には、「備考」欄にその旨記入する。

5 審査事件票について

(1) 審査事件の被疑者1人（1件）につき1部を作成する。同一被疑者の異なつた二つ以上の被疑事実が1人（1件）として審査の対象になっている場合において、二つ以上の終局的議決があつたときは、最後の議決（法第41条の6第1項及び第3項の議決を除く。）がされたときをもって事件の終局とし、そのうちの最も重い議決がされた被疑事実の内容に応じ、被疑者1人につき1部を作成する。例えば、起訴相当の議決とその他の趣旨の議決とがあつた場合には、「起訴相当」の議決があつた被疑事実の内容に応じ、また、不起訴不当と不起訴相当の議決があつた場合には、「不起訴不当」の議決があつた被疑事実の内容に応じて作成する。

なお、この場合には、その余の議決の趣旨を「備考」欄に記入する。

(2) 「関連事件」欄には、当該事件と併合して審査し、同時に終局となつた事件を記入し、事件番号の後の括弧内には、その事件について作成された審査事件票の追番号（各検察審査会ごとの審査事件票の年間通し番号をいう。）を記入する。

(3) 「(1)被疑者」及び「(5)申立人」の各「氏名」欄には、それぞれの氏名又は法人の名称を記入し、男、女及び法人の別に従つて該当する番号の横に○を付する。ただし、法人の代表者又は管理人等の氏名は、記入を要しない。

(4) 「(2)事件名」欄には、審査申立書の罪名（職権審査の場合には、不起訴裁定書の罪名）をすべて記入する。検察審査会の認定した罪名がこれと異なる場合には、括弧内にその罪名を記入する。「(2)事件名」欄が不足する場合は、「備考」欄に記入する。

(5) 「(3)受理区分」欄及び「(4)原不起訴処分」欄は、それぞれ該当する番号及び符号の横に○を付する。職権審査の端緒及び原不起訴処分の理由が「その他」に該当する場合には、「備考」欄に具体的に記入する。

(6) 「(5)申立人」の「資格」欄は、該当する番号の横に○を付する。

なお、「資格」のうち「申立権なき者」とは、法第30条の規定に該当しない審査申立人をいう。

(7) 「(6)審査期間」

ア 「第1回審査会議期日」とは、検察審査会による最初の審査会議の期日をいう。ただし、その期日前に小委員会による記録調査等が行われた場合には、当該小委員会の期日をいう。

イ 「(準備) 1～2」とは、受理の日から第1回審査会議期日の前日までの期間をいう。

ウ 「(実質審査) 2～3」とは、第1回審査会議期日から議決をした日までの期間をいう。

(8) 「(7)審査の経過」

ア 「会議等」欄には、審査会議その他の回数をそれぞれ記入する。「記録調査等(在庁)」とは、小委員会による記録調査、争点整理及び尋問事項書の作成等をいう。これらの会議等が同一の期日に前後して行われた場合でも、各別に計上する。この場合においては、後に行われた会議等の回数を当該箇所の括弧内に記入する。例えば、検察審査会による審査会議に引き続き小委員会による記録調査を実施した場合には、「審査会による審査会議…1回()」及び「小委員会による記録調査等(在庁)…1回(1)」のように、また、検察審査会による審査会議に引き続き小委員会による実地見分及び所在尋問を実施した場合には、「審査会による審査会議…1回()」、「小委員会による実地見分…1回(1)」及び「小委員会による所在尋問…1回(1)」のように記入する。

イ 「証人等の延べ人員」欄には、検察審査会(小委員会を含む。)において意見を聴取した検察官及び尋問した証人等の延べ人員を記入する。例えば、同一の検察官又は証人等でも、2回にわたって意見を聴取し、又は尋問した場合には、「2」と記入する。

ウ 「公務所等照会回数」欄には、公務所等に照会した回数を照会先とともに記入する。

エ 「証人召喚請求回数」欄には、法第37条第2項の規定により証人の召喚を請求した回数を記入する。

オ 「審査補助員延べ出頭回数」欄には、委嘱した審査補助員の延べ人員及び審査会議(小委員会を含む。)に出頭した回数を記入する。

(9) 「(8)議決区分」欄は、該当する理由に○を付する。この欄に記載されている議決の理由に当たらないものについては、「備考」欄に具体的に記入する。

10) 本段階の審査について

より詳しく

6

(別紙様式第1)

審査・建議勸告事件月報

第1表 平成 年 月分

地裁管内
検察審査会

処理区分	受理人員					既済人員						未済人員	第2段階の審査					建議勸告件数		
	旧受	新受				合計	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	審査打ち切り	申立却下		移送	合計	審査開始	起訴議決	起訴至議決		その他	審査中
		申立て	職権	移送	計															
当月																				
1月からの累計																				
備考																				

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「合計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し, 内数として計上する。

9

第4表

審査事件罪名別新受・既済年報

地裁管内

検察審査会

平成 年

刑 法 犯							特 別 法 犯							
符号	罪名	条項	人員		符号	罪名	条項	人員		罪名	条項	人員		
			新受	既済				新受	既済			新受	既済	
1	公務執行妨害, 職務強要	95条			21	過失致死傷	209, 210条			公 職 選 挙 法				
2	封印等破棄	96条			22	業務上過失致死傷	211条1項前段			道 路 交 通 法				
3	強制執行妨害, 競売等妨害	96条の2, 3			23	重過失致死傷	211条1項後段			地 方 自 治 法				
4	証拠隠滅等	103, 104条 105条の2			24	自動車運転過失致死傷	211条2項			地 方 公 務 員 法				
5	放 火	108~114条			25	逮捕及び監禁, 同致死傷	220, 221条			労 働 基 準 法				
6	失 火	116, 117条の2			26	脅迫, 強要	222, 223条			労 働 安 全 衛 生 法				
7	往来妨害及び同致死傷等	124~129条			27	名誉毀損, 侮辱	230, 231条			暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律				
8	住居侵入等	130, 132条			28	信用き損及び業務妨害	233~234条の2							
9	文書偽造	154~161条の2			29	窃 盗	235, 243条							
10	有価証券偽造	162~163条の5			30	不動産侵奪	235条の2 243条							
11	偽 証	169~171条			31	強盗, 同致死傷等	236~241条 243条							
12	虚偽告訴等	172条			32	詐 欺	246, 246条の2 248, 250条							
13	強かん, 強かん等致死傷	177~179条 181条			33	背 任	247, 250条							
14	職権濫用, 同致死傷等	193, 194条 196条			34	恐 喝	249, 250条			特 別 法 犯 計				
15	特別公務員暴行陵虐, 同致死傷	195, 196条			35	横領, 遺失物等横領	252, 254条			合 計				
16	贈 収 賄	197~197条の4 198条			36	業 務 上 横 領	253条			備 考				
17	殺人, 自殺関与及び同意殺人	199~203条			37	盗 品 譲 受 け 等	256条							
18	傷 害, 同 致 死	204~206条			38	き 棄, 隠 匿 等	258~261条 262条の2, 263条							
19	暴 行	208条			39	そ の 他								
20	危険運転致死傷	208条の2				刑 法 犯 計								

(注)

- 「既済」に記載した数のうち起訴相当及び不起訴不当の議決のあったものの数(合計欄)は、括弧を付し、内数として計上する。
- 特別法犯の罪名は、違反に係る法令の名称による。
- 職権審査事件については、括弧を付し、内数として計上する。

(飛刑一)

10